

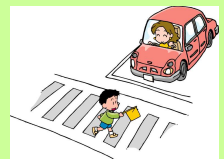
春の交通安全県民運動の実施について

【実施期間】

2019年5月11日(土)～ 5月20日(月)
交通事故死ゼロを目指す日 5月20日(月)

ドライバーの方へ

- ★ 横断歩道では、横断者がいないか確認！
横断者がいるときは一時停止！
- ★ 交差点では、「しっかり止まってはつきり確認」！



歩行者の方へ

- ★ 道路を横断する時は、手を挙げてドライバーに知らせましょう！
- ★ 夜に外出する時は、夜光反射材を付けましょう！



5月は自転車月間

※「自転車月間」は、自転車活用の推進についての関心と理解を深めるため、自転車活用推進法で定められた月間です。

「自転車安全利用五則」を守って事故防止を！

- ① 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ② 車道は左側を通行
- ③ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- ④ 安全ルールを守る
 - ・ 夜間はライトを点灯
 - ・ 飲酒運転、二人乗り、並進の禁止
 - ・ 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- ⑤ 子どもはヘルメットを着用

